

軽自動車税の減免申請

障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合は、申請により減免制度を受けることができますので、申請期間内に手続きをお願いします。

市税係
☎ 32-2219

減免対象となる軽自動車など

▼「障がいのある方が所有する車両」または「障がいのある方と生計を同じくする方が所有する車両」で、

(1) 主としてその障がいのある方が運転するもの

(2) 主としてその障がいのある方の通院、通学などのために、その障がいのある方と生計を同じくする方が運転するもの

▼「障がいのある方のみで構成される世帯において障がいのある方が所有する車両」で、その障がいのある方を常時介護する方が、主としてその障がいのある方の通院、通学などのために運転するもの

適用基準

平成30年4月1日現在、次の要件に当てはまる方、及び車両が対象です。

① 身体障害者手帳を受けている方

○ 下表のとおり

② 知的障がいのある方

○ 療育手帳や知的障害者更正相

障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○		○	
視覚障がい	○	○	○	○		
聴覚障がい		○	○			
平衡機能障がい			○		○	
音声機能障がい			△			
上肢不自由	○	○	○			
乳幼児期以前の脳病変による運動機能障がい	○	○	○	○	○	○
移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障がい	○		○	○		
じん臓機能障がい	○		○	○		
呼吸器機能障がい	○		○	○		
ぼうこう・直腸機能障がい	○		○	○		
小腸機能障がい	○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	○	○	○	○		
肝臓機能障がい	○	○	○	○		

○ 該当 △ 咽頭摘出による障がいに限る

談所または児童相談所の交付する判定書が必要です。

③ 精神に障がいのある方

精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）や精神保健指定医の診断書が必要です。

④ 戦傷病者手帳を受けている方

戦傷病者手帳を受け、一定の範囲の障がい有する方

⑤ 特別仕様車

身体障がい者などの利用に供するためにつくられた軽自動車（申請時に車検証が必要）

主な条件

減免は1人につき1台まで。
（普通自動車税の減免を受けている方や市社会福祉課からタクシーチケットの交付を受けている方は対象外）

減免申請期限

5月31日（木）まで

※期限をすぎますと、受け付けできません。申請は毎年行ってください。

その他の必要書類

軽自動車税納税通知書・運転免許証（運転される方）・障害者手帳など・印鑑・個人番号カード

※詳細については、納税通知書に同封の「減免申請について」をご覧ください。

引き続き、車庫・物置等の全棟調査を行います

市は、市内にあるすべての車庫・物置等を課税台帳と照合する全棟調査を、平成27年から行ってきました。

平成30年度からの固定資産税・都市計画税に反映させることを目指してきましたが、調査対象が多く、現在も終了していない地域があります。そのため、今年度からの税への反映は難しく、今後調査を継続することとしました。

調査には赤平市職員が伺います。引き続き本調査へのご協力をお願いします。

対象となる車庫・物置等

- 面積が10㎡以上
- 屋根があり、四方に壁のあるもの（車庫の場合は三方以上）

（例）

対象：カスケードガレージ
対象外：カーポート

調査方法

赤平市職員が許可を得て該当車庫・物置等の面積を計測し、仕上げなどを確認します。

問合せ 市税係 ☎ 32-2219

なりすましに注意

調査には身分証明書を携帯した赤平市職員が伺います。

調査の目的以外の提案・勧誘などをすることはありません（耐震診断、リフォーム、火災報知機や消火器の販売など）。

また、その場で税金の納付をお願いすることはありません。

なりすましによる悪質な販売や個人情報の詐取などにご注意ください。

軽自動車の手続きは忘れずに！！

今月は、軽自動車税の納付書が発布され5月31日(木)が納期限です。軽自動車税を含む市税などは、納期限までの納付をお願いします。

納付がされないままの場合、預貯金・給与・自動車やその他の資産が差

押えとなることがあります。

軽自動車税は、廃車や譲渡の手続きをしない限り毎年課税されますので、手続き漏れや不備などにはご注意ください。

廃車・譲渡などの手続きは下記までご相談ください

①赤平市ナンバー

税務課市税係 ☎32-2219

②札幌ナンバー 軽自動車四輪、二輪(125cc～250cc以下)

札幌市北区新川5条20丁目1-20

札幌地区軽自動車協会 ☎011-768-3955

③札幌ナンバー 二輪の小型自動車(250cc超)

札幌市東区北28条東1丁目

北海道運輸局札幌運輸支局 ☎050-5540-2001

④納税に関するご相談

税務課納税係 ☎32-2219

市税等 収納向上 information

問合せ
納税係 ☎32-2219

今月の納付

納期限 5月31日(木)まで	● 軽自動車税	● 固定資産税
	定期	1期

スマホで簡単納付！

今年度から新たにお持ちのスマートフォンで「ヤフー公式アプリ」を利用することで、自宅でも簡単にお支払いただくことが可能です。

※ご利用には「Yahoo!マネー」への登録が必要となります。
ダウンロード方法やアプリの使い方についてはガイドページをご覧ください。
<https://money.wallet.yahoo.co.jp/rd/5ya>

受診者としてのルールを守ろう！

病院にかかるときは、受診者もルールを守ることが大切です。

右のことに気を
つけてみましょう。



むやみにお医者さんを替えない！

同じ病気で次から次へと医療機関を替えていませんか？医療機関を替えるとそのたびに初診料や検査料がかかり、医療費がかさみます。

また、重複する検査や投薬により治療に対する不安がある場合は、医療機関を替える前に、まず遠慮せず医師に相談してみましょう。

ルール4カ条！

一。体に異常を感じたら早めに受診！
早期発見！早期治療！が大切です。

一。保険証・診察券を忘れずに！
お薬手帳があれば持参しましょう。

一。服装などにも気をつけて！
ボタンのついたシャツやカーディガンなどで前を開くことができる衣類が便利です。
※男性はネクタイを外すこと

一。急激な体の変化がないときは、
診療時間内に受診！
休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。

医療保険 information

問合せ
医療保険係 ☎32-2214